



2020年11月16日



高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

法定検査における目視検査でのドローン活用に関する KHKS 保安検査基準等の質疑応答を公表

保安検査基準（KHKS 0850 シリーズ）及び定期自主検査指針（KHKS 1850 シリーズ）における、目視検査において、カメラを搭載したドローン等の活用が可能であると明確にするため、これら基準、指針に係る質疑応答 KHK Interpretation を公表しました。

保安検査、定期自主検査を含む高圧ガス施設の法定検査において、目視検査の方法としてドローンに搭載されたカメラの使用について検証されており、今後その活用が期待されています。（経済産業省 第16回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 高圧ガス小委員会（2020年3月12日開催）等）。

令和2年10月30日、高圧ガス保安法令を所管する経済産業省において、同法に基づく完成検査及び保安検査の目視検査でカメラを搭載したドローン等を活用した検査を可能とするため、完成検査の方法及び保安検査の方法の改正（関係規則改正及び通達改正）が行われました（令和2年経済産業省令第82号、20201014 保局第1号）。

高圧ガス保安協会では、保安検査基準（KHKS 0850 シリーズ）及び定期自主検査指針（KHKS 1850 シリーズ）に規定される目視検査においても、同様の検査を可能とするため、「定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会」において審議、書面投票を経て質疑応答を作成し、令和2年11月12日付けにて公表しました。

質問：

各検査項目の目視検査の方法について、「目視により確認する」とのみ規定されている項目がある一方で、例えば KHKS 0850-3 4.3.3 のように「直接目視又はファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用し、若しくはこれらを組み合わせて次のとおり実施する。」と規定されている項目がある。

「目視により確認する」とのみ規定されている項目については、直接目視に限られるのか、それともカメラ等の器具類を使用することもできるのか。

回答：

「目視により確認する」とのみ規定されている場合であっても、検査を実施する者が直接目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、直接目視と同等以上の情報が得られる方法）を採用することができる。

なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、経済産業省の「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行う必要がある。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html

（上記質疑応答及び過去に制定した質疑応答は以下 Web サイトに掲載しています。）

https://www.khk.or.jp/technical_standards/khks0850_khklks0850.html

【本発表に関するお問合せ先】

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 担当：畑山

電話：03-3436-6103 FAX：03-3438-4163

Mail：hpg@khk.or.jp URL：www.khk.or.jp